

議員提出第 10 号議案

介護保険制度の保険給付から「要介護 1・2」の生活援助・福祉用具他を外さないことを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 29 日

提出者	稲城市議会議員	榎本久春
〃	〃	佐々木あきら
〃	〃	藤原愛子
〃	〃	山岸太一

(提案理由)

要介護 1・2 の要介護者が在宅で安心して暮らしていくため。

介護保険制度の保険給付から「要介護1・2」の生活援助・福祉用具等を外さないことを求める意見書

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、介護の重度化を予防し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように生まれた社会保障制度である。3年毎に見直しがされるが、2015年度の制度改定では、2025年以降の高齢者の急増を予測し、それに伴う財源確保から、要支援1・2予防給付であるヘルパーの「生活援助」とデイサービスの「通所介護」を市区町村の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に3年間の移行期間（2015年～2017年）を設けて2018年本格実施がされる。

しかし、その検証も待たず「要介護1・2」も同様に移行することの検討が始まった。掃除や調理等の「生活援助」を通して、介護福祉士等の専門職が体調変化を観察しながら独居の方や認知症の高齢者の生活を支え介護の重度化を予防している。手すりや歩行器・車椅子等の福祉用具を利用して人の手を借りず自立して在宅生活をされている方も多くいる。

これらのサービスを介護給付費削減の目的で地域支援事業に移行し、原則自己負担化することは、高齢者の在宅生活を脅かすばかりでなく、将来的な給付費の増大につながり、むしろ制度の持続可能性に対して逆効果であると危惧されている。

また、都市部では、今後、独り暮らしや認知症の高齢者数が急増することが政府の調査でも明らかになっている。家族の介護負担によって介護離職をせざるを得ない事態が益々増えることが予測される。政府の掲げる「介護離職ゼロ」は、在宅サービスが拡充し、早期に適切なサービスにつなげられる基盤整備があつてこそである。

よって、稲城市議会は、要介護1・2の要介護者が在宅で安心して暮らしていくために、政府に対し、以下の点を求めるものである。

1. 要介護1・2に対する生活援助の見直しについては、平成27年改正の影響を十分に調査・検証した後に、慎重に検討すること。

2. 福祉用具・住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月29日

稲城市議会議長 原 島 茂

内閣総理大臣、厚生労働大臣 殿